

## 北九州市若松区マスコットキャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市若松区マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、別図に示すデザイン、着ぐるみ及びぬいぐるみとし、そのキャラクターの愛称は、「わかっぱ」とする。

### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、北九州市（以下「市」という。）に属する。

### (使用承認の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ若松区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を北九州市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他市長が申請を要しないと認めた場合

### (使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該使用が市のPRに寄与すると認め、かつその内容が次の各号のいずれにも該当しない場合は、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (2) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがある場合
- (3) 市が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規程する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
- (6) 市およびキャラクターをおとしめるおそれがある場合

- (7) キャラクターの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと思われる場合
- (10) その他、キャラクターの利用を不適切と認める場合

(暴力団関与の場合の取消権)

第6条 使用承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより申請者に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(使用料)

第7条 使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 使用の承認によって生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真等を提出すること。
- (4) キャラクターには、「(C) 若松区マスコットキャラクター わかっぱ」と表記すること。ただし、スペース等の関係で難しい場合は、別図に示すロゴとアイキャッチをキャラクターと併用すること。なお、市長が認めた場合は、この限りではない。

(権利設定の禁止)

第9条 キャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この要領に違反したときは、その使用の差し止めを請求し、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合において、キャラクターを使用している者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この要領に違反したときは、使用の承認を取り消し、その使用物件の回収等の措置を請求することができる。この場合において、承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

3 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 キャラクターを使用する者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 キャラクターを使用する者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほかキャラクターの取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

平成23年 4月 1日一部改正

平成24年 5月24日一部改正

平成25年 4月 4日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

別図

デザイン-1



デザイン-2



デザイン-3



デザイン-4



デザイン-5



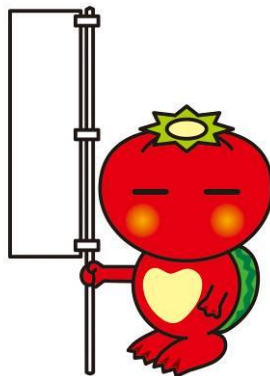
デザイン-6



デザイン-7



デザイン-8



デザイン-9



デザイン-10



デザイン-11



デザイン-12



デザイン-13



デザイン-14



デザイン-15



デザイン-16



デザイン-17



デザイン-18



デザイン-19



デザイン-20



デザイン-21



デザイン-22



デザイン-23



デザイン-24



デザイン-25



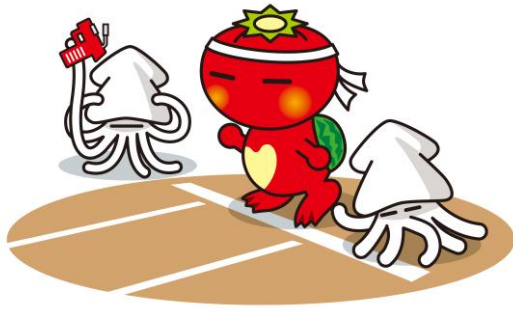
デザイン-26



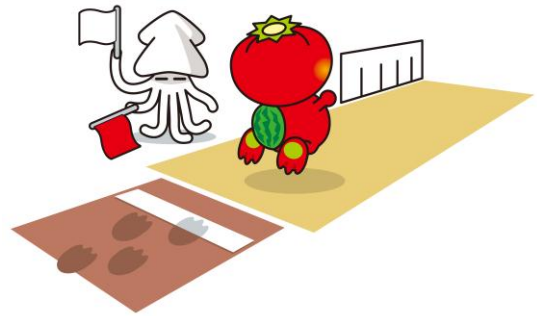
デザイン-27



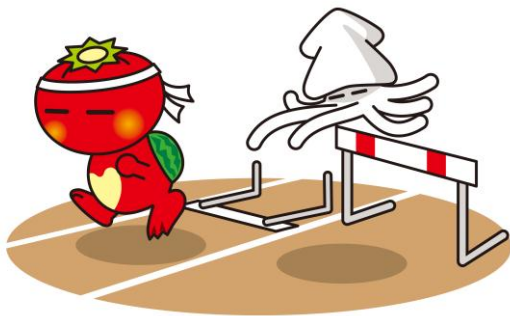
デザイン-28



デザイン-29



デザイン-30



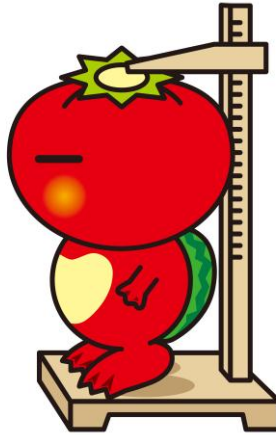
デザイン-31



デザイン-32



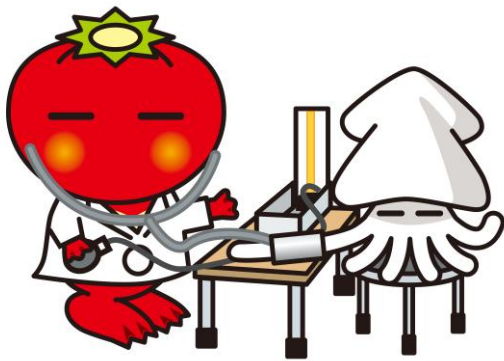
デザイン-33



デザイン-34



デザイン-35



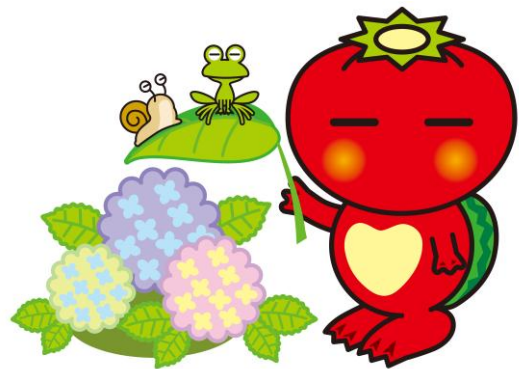
デザイン-36



デザイン-37



デザイン-38





デザイン-39



デザイン-40



デザイン-41



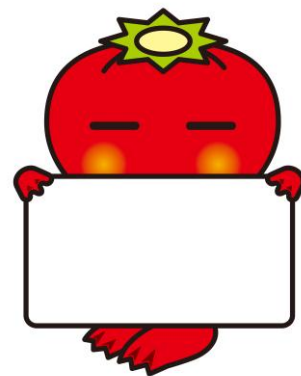
デザイン-42



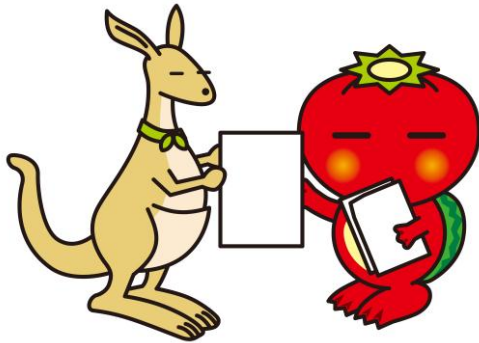
デザイン-43



デザイン-44



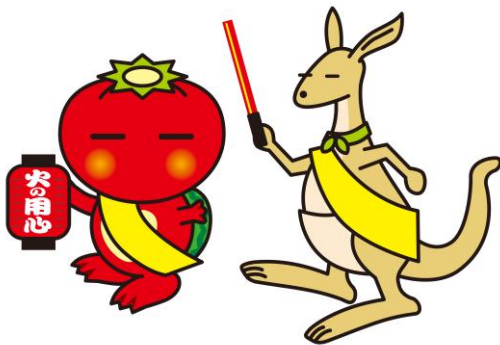
デザイン-45



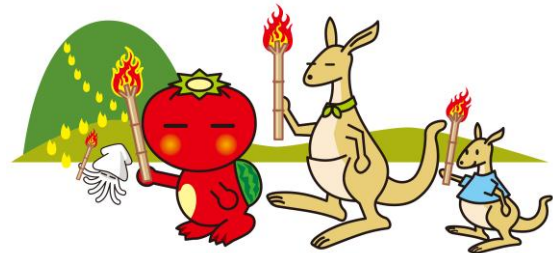
デザイン-46



デザイン-47



デザイン-48



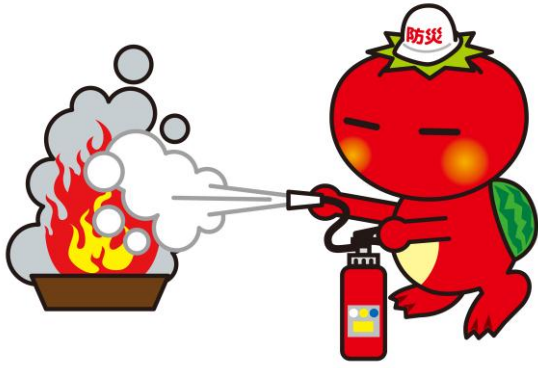
デザイン-49



デザイン-50



デザイン-51



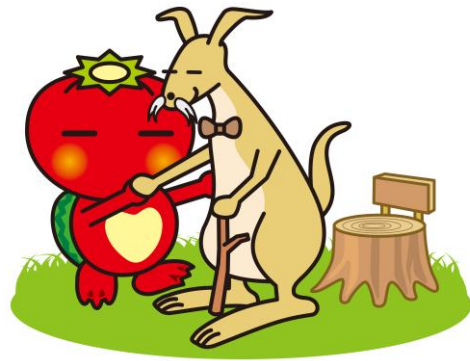
デザイン-52



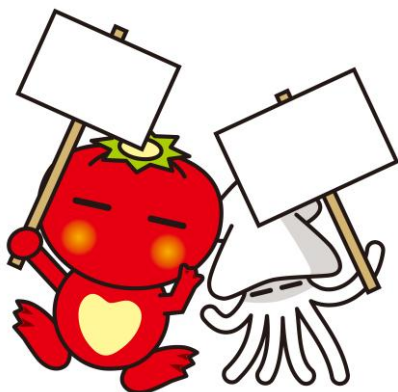
デザイン-53



デザイン-54



デザイン-55



ロゴ-1

わかっは

アイキャッチ



ロゴ-2

わかっは